

明末清初、広東珠江右岸デルタにおける

社賊・土賊の蜂起

井 上 徹

【要約】 本稿は、明末清初の時期、広東珠江右岸デルタ地帯で展開された社賊、土賊の反乱の性格究明を直接の課題としている。社賊、土賊の反乱は、ともに〈郷紳〉に対する抵抗運動としての性格をもっており、なかでも社賊の変は郷村在住の〈郷紳〉に重大な打撃を与え、郷村をその内部から崩壊させた。この社賊の変は、従来、奴僕的身分解放運動として扱われてきたが、検討の結果、それが奴僕・佃僕を主体とする私的隸属民及びその他の郷村の下層民衆から構成されるときも、次のような複合的な性格を保持していたことが明らかになった。第一に、主家の身分支配の打破を志向した奴僕・佃僕を主体とする私的隸属民の闘争の側面であり、第二に、利益を独占して、郷村の再生産機能の維持に努めない「富室」に敵対する側面である。更に第三点としては、地主・佃僕間の生産関係上の矛盾の激発としての抗租の側面が抽出された。以上の諸側面を内包しつつ、社賊は〈郷紳〉と対立・抗争を繰り広げたのである。

史林 六五巻五号 一九八二年九月

はじめに

明末清初の十七世紀は、華中・華南の地域で、地主の佃租収奪に抵抗する佃戸の抗租や奴僕の反乱、「奴変」を始めとして無頼、土賊の蜂起など、種々な形態の諸闘争が展開された時代である。だが、戦後の日本の研究を振り返ってみると、とくに江南デルタを中心とする地域の抗租にその関心が集中され、これ以外の諸反乱は軽視される傾向にあった。抗租と並んで早くから研究の対象とされた奴変にしても例外ではなく、抗租闘争に付随する地位しか与えられていない。その主

な理由は、〈先進的〉・〈基本的〉な階級闘争として位置づけられる抗租に対し、傭工・佃戸への自立化の途上にある奴僕
の闘争は、この抗租に導かれつつ、これと共闘しなければ身分解放の要求を実現しえない、と認識されたからである。こ
の考えは、かつて田中正俊氏の手で総括的に論じられたことがある（筑摩書房『世界の歴史』11、「民変・抗租奴変」、一九六一
年）^①。

奴変についての評価の再検討が試みられたのは、ごく最近になってからである。まず西村かずよ氏は、直接生産労働従
事の奴僕を重視する従来^②の考え方に批判を加えたうえで、むしろそれまで切り捨てられてきた豪奴的存在に目を向けた。

奴僕的主要な存在意義を「郷紳支配の体現者」たることに求める氏においては、彼らが実務担当者から代理執行者、更には
は主家権力さえも凌駕する豪奴へと成長したところに、主僕関係の形骸化を認め、この立場から、無頼、貧小民を組織し
た豪奴による奴変の発生を推定しているのである。また近年、地域社会の統合の媒体としての「社会秩序」の存在を想定
した森正夫氏は、氏独自の体系のなかで十七世紀の民衆諸反乱を捉え、その共通的特質を探り出そうとした^④。氏によれば、
明末の諸社会関係のうち、最大の緊張をはらんだのが主僕関係、主佃関係であり、このため、当該の社会関係の矛盾から
生じた奴変、抗租を基軸とする地域的反乱が、在来の「社会秩序」に対する抵抗運動として、明末清初期に各地で展開さ
れたという^⑤。森論の特徴は、奴変、抗租を含む種々な形態の民衆反乱の総体を在来の「社会秩序」への抵抗の運動と見た
ことであるが、更に蜂起する民衆の意識領域にまで立ち入って、「社会的差別や不正」との闘いといった奴僕、佃戸の
蜂起意識を追求した点^⑥は、今後の民衆反乱史研究が継承してゆくべきものであろう。但し、同論においては、充分な論証
が行なわれておらず、なお問題提起の枠組みを出ていないと言わねばならない。

森氏の包括的な論議によって、十七世紀の民衆反乱のなかに占める奴変の重要性が再認識されたと言えるが、他面、各
地の奴変の実態や周辺の諸反乱との関係については、残された史料が少ないこともあって、なお具体的な分析の作業が充
分に進んでいない。現在のところ、特定地域の奴変を考察の対象とした研究には、『中山八郎教授頌寿記念・明清史論叢』

(療原書店、一九七七年)に収録された佐藤文俊、森正夫両氏の二篇の論文がある(佐藤「光山県・麻城県奴変考」、森「二六四五年太倉州沙溪鎮における烏龍会の反乱について」)。光山県(河南汝寧府)・麻城県(湖広黃州府)の奴変を扱った佐藤氏は基本的な分析視角を田中氏らの論に依拠しつつも、奴変の状況を創出した決定的な背景として、李自成、張獻忠の北方農民反乱軍の動向を視野におさめている。また森氏の場合には、「無頼」を主要な構成員とする烏龍会の反乱等と時期的・地域的に並行して闘われた蘇州府太倉州の奴変が、身分解放闘争としての固有の性格をもつとともに、在来の社会秩序の転倒を志向する闘争の一環としても位置づけられ得ると見ている。いずれも、奴変が他の性格を異にする反乱と絡み合っている時代に出現したことを明らかにしつつあると言えよう。だが、佐藤氏については、北方農民反乱軍と奴変とがいかなる有機的連関をもつのか、また森氏については、奴変自体がどのような運動形態・構造を保持しているのか、こうした点の考察が不十分だと思われる。

筆者は明末清初期の奴変の歴史的意義を問うためには、その前段階の作業として地域別の奴変の考察が不可欠であり、しかもそれは、森氏も提起したように、同じ地域の他の民衆蜂起と合せて論ずべき性格をもつと考える。本稿では、かかる問題意識にもとづき、この時期、広東珠江右岸デルタ地帯で起きた奴変を含む諸々の民衆蜂起に考察を加えることにしたい。

なお、筆者がこの地域の反乱に注目した理由には二つある。第一に、これまで明代から清初にかけての広東については、余り研究が行なわれておらず、華中・南の他地域の研究状況に比べて著しく立ち遅れていたことである。それ故、本稿での作業により、反乱史の側から、研究史上の空白を補うことができると考える。第二には、同地域の民衆蜂起の考察を通じて、従来から指摘されてきた奴変自体の複雑さや他の反乱との関係を解明しようのではないかと予測するからである。諸蜂起中、奴変の範疇に入れられてきた社賊の変は傅衣凌氏によって発掘された反乱であるが、その参加者のなかには、「奴僕」・「佃僕」の他、「富室」の同族に列なる「貧にして無頼なる者」などが多数含まれる。しかも、この社賊と並ん

で「土賊」等の反乱集団が多く生み出されるとともに、華中での南明政権滅亡後、抗清活動の主舞台が同地域に移るなど、当地の政治社会情勢は急激な変化を見せていた。こうした反乱情勢の特徴をいかに統一的に理解するかということは、他地域の民衆蜂起の場合と相通する課題を含んでいると思われる。

本論に入る前に、ここで取り上げる社賊、土賊の反乱について簡単に説明しておこう。明末清初期の珠江右岸デルタ地帯においては、「社賊」、「土賊」、「山賊」、「海賊」などの名称で呼ばれる種々な反乱集団が各地で多数結成された。これらの反乱のうち、社賊の変は、広州府順徳県の沖鶴堡で最初にその蜂起が行なわれたあと、珠江右岸デルタの鄉村地帯全般に拡大していった。社賊とは、「社」という固有の組織を基盤として蜂起した反乱集団であり、社賊という名称も、その組織名（社）に由来すると思われる。先に触れたように、従来、この反乱は、奴僕的身分解放運動（奴変）として扱われてきたが、社賊の組織が多様な階層によって支えられている点から見て、奴変という単一の性格規定を社賊の変に付与するのは妥当でなく、むしろ社賊の変に内包される複合的な性格こそ明らかにされねばならないであろう。

他方、「土賊」、「山賊」、「海賊」といった反乱集団も、この時期、鄉村・都市の両地区で組織されたが、史料上、社賊とは区別されている。また、社賊の名称が明末清初期の広東にのみ見出されるものではないのに対し、「土賊」等は、地域・時代を問わず用いられる一般の呼称である。これらの反乱集団は蜂起後、往々にして、官府の力が及びにくい同地域の山間地帯、海上を根拠地とし、広汎な反乱活動を繰り広げた。このような地域社会と密着した行動形態からすれば、「土賊」、「山賊」等は、土着的な反乱集団としてこれを捉えることができる。ここでは、地方志等の史料で一般に用いられている「土賊」という名称によって、これらの反乱集団を総称し、同じく土着的な反乱集団ではあるものの、それ独自の特徴を備える社賊とは区別しておきたい。

以下、本稿では、社賊、土賊の反乱がどのように闘われたのかを包括的に跡付け、次いでその性格規定を試みることにする。

① 田中氏の見解に影響を与えたのは、古島和雄「明末長江デルタに於ける地主経営―沈氏農書の一考察―」（『歴史学研究』一四八、一九五〇年）、仁井田陞「中国社会の『封建』とフューダリズム」（『東洋文化』五、一九五二年）、佐伯有一「明末の董氏の妾 所謂『奴妾』の性格に関連して―」（『東洋史研究』一六一、一九五七年）などの論文である。また戦前の奴妾研究としては、中山八郎「晚明の奴媧奴妾」（『歴史教育』一〇一一、一九三六年）がある。

この他、奴妾に関連した中国の主要な論稿は以下の通りである。梁啓超「中国奴隸制度」（『清華學報』二二二、一九二五年）、陳守寔「明清之際史料―奴妾」（『國學月報』二一三、一九二七年）、謝國楨「明季奴妾考」（『清華學報』八一、一九三二年）、蔣端珍「明清之際吳中の奴妾」（『江蘇研究』二一一、一九三六年）、吳景賢「明清之際徽州奴妾考」（『學風』七十五、一九三七年）、傅衣凌「明季奴妾史料拾補」（『協大學報』一、一九四九年）、程夢餘「宋七与徽州奴妾」（『安徽日報』一九五八・五・二十五、吳晗「明代的奴隸和奴妾」（『灯下集』、一九六〇年）、傅衣凌「明清之際の奴妾」と佃農解放運動―以長江中下游及東南沿海地区為中心的一個研究―（三聯書店「明清農村社會經濟」、一九六一年）、金易占「從明末江南『奴妾』事件談到明代家奴」（『光明日報』一九六三・一〇・九）、傅衣凌「明末南方的『佃妾』、『奴妾』」（『歷史研究』一九七五・一五、葉顯恩「明清徽州佃僕制試探」（『中山大學學報』二、一九七九年）、章慶遠・吳奇衍・魯紫共著「清代奴婢制度」（『清史論叢』第二輯、一九八〇年）、韓恒煜「略論清代前期的佃僕制」（同上）。

② 小山正明氏は、同じくこの立場に抛りつつも、田中等諸氏とは異なる視角から奴僕・奴妾の問題を論じた。氏は、「明末清初の大土地所有（一・二）―とくに江南デルタ地帯を中心にして―」（『史學雜誌』六六一―二、六七一―）で明末清初を封建的土地所有の確立期と見る

理論を世に問い、繼いで、初稿に寄せられた批判に答えて、「明代の大土地所有と奴僕」（『東洋文化研究所紀要』第六十二冊、一九七四年）を発表したが、その原則的立場に変更はない。続稿によれば、明代の地主は「中規模の地主」と「最も有力な大土地所有」の二類型に分たれ、後者の下に佃戸の他多数の奴僕が隸属した。この奴僕の主要形態は、主家によって家族を構成され、その子孫に至るまで婚姻を支配されて世襲的に隸属する世僕で、佃租を負担する零細な給付地の外に小耕地の分散無償耕作を強制されるが、家族労働力の再生産を主家の恒常的給養に頼り、家族関係自体が安定的に確保しえず、身柄が家産分割、売買の対象となる性格から見て、奴隸の範疇で考えるべきものだと言ふ。また氏においては、こうした佃戸の形態の世僕が「非自立的な小農民」から「自立的な小経営農民」へと全般の成長を遂げたことによつて奴妾が発生したと主張している（『有斐閣選書「概説東洋史」』8・明清時代の知識人と民衆―思想と行動。一九七九年）。なお、小山氏の所説に対しては、森正夫氏の批判がある。「明末清初の奴僕」の地位に関する算書―小山正明の所論の一検討―」（『海南史学』九、一九七一年）、張殿祥「授田額」の理解に関する覚書―再び小山正明の所論によせて―」（『名古屋大学東洋史研究報告』三、一九七五年）。

③ 西村かずよ「明清時代の奴僕をめぐって」（『東洋史研究』三六―四、一九七八年）、同「明代の奴僕」（『東洋史研究』三八一―、一九七九年）。

④ 「社会秩序」論に関連する森氏の論稿は以下の通りである。A「一六四五年太倉州沙溪鎮における烏龍会の反乱について」（『中山八郎教授還暦記念・明清史論叢』一九七七年）、B「民衆反乱史研究の現状と課題―小林一美の所論によせて―」（『講座中國近現代史』一、一九七八年）、C「明末の社会関係における秩序の変動について」（『名古屋大学文学部30周年記念論集』、一九七九年）、D「明代の郷紳―士大

- 夫と地域社会との関連についての覚書」（『名古屋大学文学部研究論集』七七・史学二六、一九八〇年）。また、昭和54・55年度科学研究費補助金研究成果報告書として出された『奴変と抗租―明末清初、華中・華南の地域社会における民衆の抵抗運動―』（一九八一年）は、上掲A・B二稿の他、新たに執筆された文章及び抗租・奴変に関する零細な諸資料の訳・註を収録し、奴変・抗租を中心とする民衆反乱の特質に言及している。その他、一九八一年、名古屋大学文学部東洋史学研究室の主催で開かれた中国史シンポジウム「地域社会の視点―地域社会とリーダー」の席上、森氏は、上述の諸論文で得た知見をもとに、同シンポジウムの基調報告として、地域社会の視点をめぐる諸問題を提示した。同基調報告は、名古屋大学文学部東洋史学研究室編『一九八一・中国史シンポジウム―地域社会の視点―地域社会とリーダー』（一九八二年）に収録された他、森氏がこれに補訂を加えて、「中国前近代史研究における地域社会の視点」という表題で成文化している（『名古屋大学文学部研究論集』八三・史学一八所収）。
- ⑤ 森前掲諸論文のうち、とくに『奴変と抗租』第二章、〈抵抗運動の特質をめぐって〉で、以上の見解が凝縮されている。
- ⑥ 森前掲『奴変と抗租』終章、〈奴変と抗租〉はこの点について詳しく論じている。

なお、森氏の問題提起に関連して、奴変研究の分野で見ておく必要があるのは、細野浩二氏の「明末清初江南における地主奴僕関係―家訓にみられるその新展開をめぐって―」（『東洋学報』五十一―三、一九六七年）である。家訓を主な拠り所として、明末清初の地主奴僕関係を規定する基本的な秩序体系の解明に努めた細野氏によれば、この基

本的な秩序体系は「主僕に分」に代表されるが、それとともにこの時期には、地主に対する奴僕（の「忠信」と地主の義務条件としての「恩」）から構成される新たな秩序体系、即ち「相資相養」の関係が登場しており、奴変とはこの新段階の地主奴僕関係に逆行する、「主僕に分」を強調した支配体制に対する抵抗として発生したという。奴変における蜂起の意識の具体的内容を探った見解として、注目しておきたい。

- ⑦ 最近になって明清代の広東に関する研究が再開されている。以下に列挙しておきたい。川勝守「中国封建国家の支配構造」（『東京大学出版会、一九八〇年』第一編、第三章、第一節、5〈補、寄荘戸の地域別考察〉）（この中で、広東の寄荘問題が扱われている）、林和生「明清時代、広東の墟と市―伝統的市場の形態と機能に関する一考察―」（『史林』63―1、一九八〇年）、松田吉郎「明末清初広東珠江デルタの沙田開発と郷紳支配の形成過程」（『社会経済史学』四十六―六、一九八一年）、西川喜久子「清代珠江下流域の沙田について」（『東洋学報』六十三―1・2、一九八一年）、片山剛「清末広東省珠江デルタの図甲表とそれをめぐる諸問題―税糧・戸籍・同族―」（『史学雑誌』九十一―四、一九八二年）、同「清代広東省珠江デルタの図甲表について―税糧・戸籍・同族―」（『東洋学報』六十三―三・四、一九八二年）、森田明「清代広東の土客械斗と地方権力―嶺西地域の一事例―」（昭和54・55・56年度科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書「中国における権力構造の史的研究」、一九八二年）。
- ⑧ 傅前掲「明清之際の『奴変』和佃農解放運動」。また森前掲『奴変と抗租』第三章、二・奴変の爆発（一）〈広東珠江デルタ〉に社賊関係資料の訳・註がある。

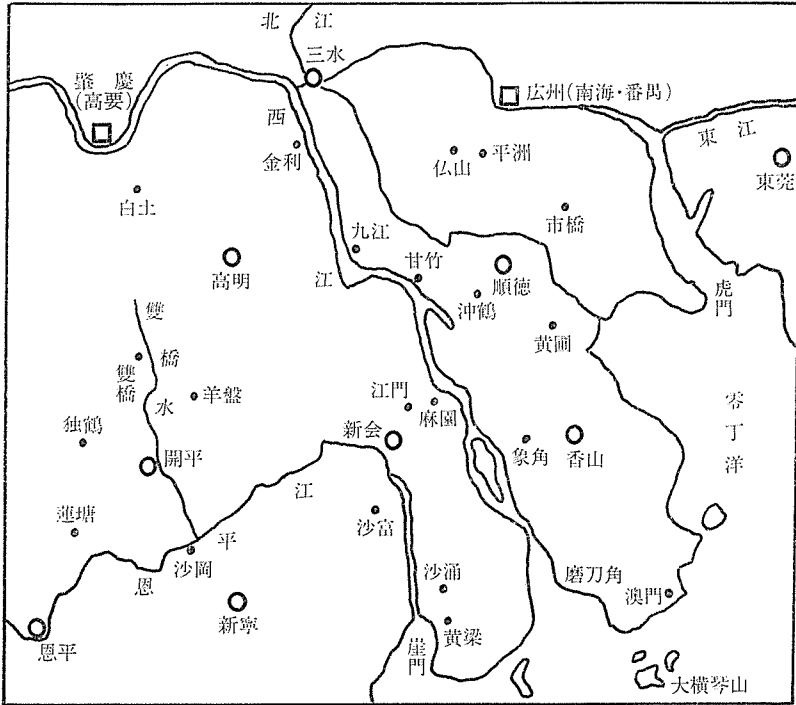
第一章 社賊・土賊の蜂起

(i) 順徳県沖鶴堡の事件―社賊の変の発端

明末の崇禎年間から清初の順治年間にかけての時期、社賊の変の基点として位置づけられる一連の事件が広州府順徳県の沖鶴堡で発生した。事件の概要を見る前に、まずその舞台となった同堡の特徴を簡単に押えておきたい。沖鶴・潘・芋涌・清源の四村から構成される沖鶴堡は、元來、同府南海県に所属する郷村であったが、同堡から開始された明中葉の黃蕭養の大反乱^①（正統末・景泰初）の終熄後、明朝が順徳県を新設した際、同県の忠義郷東涌都に編入された^②。同堡については、「原より詩書の業有り、吟咏を好み、氣を尚ぶこと多く、五疇の畜、邑城より甲る」〔康熙・順徳県志〕首巻、凶経、〈沖鶴堡〉と言われる。「五疇の畜」とは、經濟的蓄積の豊かさの程度を表わす言葉であるから、同堡は県城にまさる富の集積を誇ったことになる。また「原より詩書の業有り」とされたのは、南宋以來、沖鶴に聚居してきた潘氏の一族から讀書人が輩出したためだと思われる。一説には、すでに先の黃蕭養が潘蘭谷の家の傭工であったとも伝えられるが、蘭谷の第三子の梅が南京戸部郎中などの官職を歴任した嘉靖年間以降、沖鶴の潘氏は急速に官界との接触を深め、生員・举人のほか、知県・知府・京府通判・指揮僉事といった官僚を多く送り出した。しかも、『康熙・順徳県志』卷五、〈選舉志〉にもとづき、明・嘉靖年間から清・康熙年間までの沖鶴堡出身の科挙合格者（嘉靖以前には該当者なし）を調べてみると、それらは全て潘姓で占められる。この点からすれば、潘氏は沖鶴堡にあって、科挙・官僚への道を独占していたと判断される。

潘氏居住の沖鶴堡で起きた一連の事件に関し、最も詳しい記録を残しているのは、『咸豊・順徳県志』卷三十一、前事略、〈順治三年〉条（本文と割註から構成）である。同条は後世に編纂された記事ではあるが、かなり詳細で豊富な内容をもち、また『潘氏族譜』、『採訪冊』（県志編纂の調査原本）をもとに書かれており、高い信憑性を認めうるように思う。但

十七世紀の珠江右岸デルタ地帯



『中国歴史地図集』第八冊・清時期（中華地図学社、1975年）を参考にして作成。
□は府名 ○は県名 ()内は府の城郭を構成している附郭県名

し、同上（順治三年）条の記事に対しては、『民国・順徳県志』所収の潘鼎享編『郭志刊誤』（上下二巻）で補正が加えられているので、以下その補正も参照しながら、事件の概略を追ってみたい。ちなみに編者の潘鼎享は、文中に登場する潘掖垣の子孫である。

沖鶴堡の事件は幾つかの段階に分れて起った。最初は崇禎末の土賊の反乱で、呉亞九、潘廷賛、談堯志らが「衆を糾め乱を倡」えた。これに続いて発生したのが「奴、其の主を弑」す奴僕蜂起であり（以上、順治三年）条の本文）、同条の割註部分はその時の情景を次のように伝える。即ち、沖鶴堡に聚居した潘氏の一族は奉直大夫の蘭谷以来、代々財力を蓄えてきたが、第八代の当主掖垣（同知職）は儉約を尊ぶ人物で、時に双履（靴一足）に雲形の飾りを付ける奴僕がいたため、これに怒って飾りを引き破った。

そこで、掖垣の仕打ちに恨みを抱いたこの奴僕は、同家の他の奴僕と謀反を企てた。「其の年」(順治三年)正月、当地では初春に龍燈を作って元宵節を祝う習慣となっていたが、龍燈の作製を分担させられた奴僕達は、鼓楽・爆竹の音が鳴り響き、潘氏の家人がみな出払ってしまいうや、相継ぎ龍燈を携えて家内に押し入り、掠奪、放火を恣はじまにした。この時たまたま一人だけ階下に残っていた掖垣は、救いを求めたものの、鼓楽の音にかき消されてしまい、遂に腹を裂かれて死んだという。この事件のあと、沖鶴の奴賊は先の土賊と合体して順徳県城に攻め上り、県庫を襲ったが、順治四年(一六四七)、清軍によって滅ぼされた(順治三年)条の本文。

右の一連の事件を記述した同上(順治三年)条について、潘鼎亨は、同条の本文の内容を大筋において承認するもの、その割註部分で、奴僕が主人の潘掖垣を殺害したと述べられている点に関しては、これを否定する見解を出している。鼎亨によれば、掖垣が亡くなったのは崇禎十六年(一六四三)十二月十六日のことであり、もし割註に言う「其の年」が、本文の冒頭に掲げられた「順治丙戌三年」^⑨(一六四六年)を指すとするならば、これより三年前に死去した掖垣は該当の人物ではないことになる、というものである。とは言え、鼎亨もこの時期の奴僕の蜂起を認めないわけではなく、改めて「崇禎末」に沖鶴の「潘姓」支配下の「逆奴」が土賊を招き入れて主家を殺したとしている^⑩。従って、同上(順治三年)条と潘鼎亨の見解との決定的な相違は、奴僕の蜂起が潘掖垣の家での出来事か否かにあると言えよう。

また鼎亨によれば、崇禎末・順治初の反乱以外に、沖鶴堡では、康熙二年(一六六三)正月十三日、同年十月の二度にわたり、「土賊・逆奴、勾結して乱を謀る」を特徴とする事件が生じたという。彼の説に従うと、前者は、同上(順治三年)条の割註で伝えられた内容(潘掖垣関連の部分を除く)を持っていた。この康熙年間の事件に関し、自説を裏付ける史料の根拠を鼎亨自身は提示していない。しかし、彼が潘氏の一族に列なる点から見て、潘氏の族譜の類を調べた可能性が強く、また『郭志刊誤』の編纂に際しては、諸々の地志や石碑などにも目を通したとその序文で述べているので、何らかの史料事実に基づく見解であるように思われる。更に、鼎亨の見解に信憑性を与える傍証史料としては、社賊の変の最も古い記

録である、康熙二十六年（一六八七）序『順徳県志』首巻、函経、〈沖鶴堡〉条がある。同条は、崇禎末・順治初の、「奴、主を殺し、卑、尊を凌ぐ」反乱状況を簡明に記したあと、「今、^ま扱ひ勤ぼすこと行う有りと雖も、党類頻りに生じ、時に滅び時に起る。往年の巨室富家、皆異郷異堡に僑寓せり」と言い、清・康熙年間になっても断続的に蜂起が繰り返され、このため往年の巨室富家が悉く他の郷・堡への寄寓を余儀なくされた事実を伝えている。少なくとも同書編纂の康熙二十年代まで、土賊・逆奴の反乱が継続されたのである。また土賊・逆奴に攻撃された巨室富家については、既に述べたように、沖鶴堡に集合した潘氏が同堡での科挙・官僚への道を独占する如き名門の家柄を誇っていたから、ほぼこの潘氏一族を指すと見て間違いないであろう。

沖鶴堡の事件後、社賊の変が珠江右岸デルタの郷村地帯を広く席捲してゆくことになる（後述）。だが、ここで注意すべきは、社賊の変のみによって、この地域の反乱情勢が生み出されたのではないことである。沖鶴堡で最初に事件が発生した崇禎年間、各地で土着の反乱集団としての土賊が胎動を始めていた。

(ii) 土賊の蜂起

活動の場所の違いにより、山賊・海賊とも呼ばれる土賊は、崇禎年間以降、珠江右岸デルタ地帯の各処で結成されたが、なかでも巨大な勢力を築き上げたのは、広州府新会県方面の百峯山の反乱軍、及び肇慶府恩平県の王興の一軍である。前者は、新会県の平康、徳行、登名、古博四部の郷村地帯から反旗を翻した「賊」が、張酒尾、関逢三の兩名を指導者として、崇禎十六年（一六四三）、知県李光熙の討伐を機に、新会・新寧県境の百峯山で勢力を結集したもので、^⑬『康熙・新会県志』巻三、〈事紀〉では、「新会の賊、遂に此より生まれり」と述べている。その後、百峯山の土賊は新会のみならず、広州・肇慶両府の広大な地域を活動領域としつつ、四十数年の間、存続した。但し、この集団形成の具体的過程やその性格は、史料上の制約のために、明らかにしたい部分が多い。その点ではむしろ次に見る恩平の土賊の方が、当時の土賊なる反乱集団の実像をより明確に物語っている。^⑭

百峯山に張酒尾らが拠点を築いた時期よりわずかに早く、崇禎十四年（一六四二）、新会の隣の恩平県では、「奸民」譚于珍らに組織された伽藍会が「遂に官吏を脅し、士民を陥れ」たあと、時あたかも米価がはね上がるや、「生員の馮開虞・鄭占台、猪総の呉茂桂らの家に、積米あり」との于珍の言葉に煽動され、生員、猪総（猪民の頭目）^⑤を攻撃目標として県城内に押し入った。千余名の規模で実施されたこの搶米運動は都市部の貧民が主体となっていたと思われるが、「無頼なる者」も多数加わっており、伽藍会の「会」という呼称を考えると、かなり自覚的な反体制的性格を備えていたようである。しかも同県ではこれに加えて、郷村地帯でも反乱の機運が高まった。崇禎十六年（一六四三）、呉亜大、岑舜覚^⑥らに率いられた「土賊」が、「匪類」、「焼炭」（炭焼人）、「販徒」（行商人）を招き寄せ、大田^{ダイデン}、萌底^{モウテイ}、上水の三峒^⑦に拠点を設けて反乱活動を開始したのである。ところが、土賊の勢いに恐れをなした知県の鐘彦綱はあえてその弾圧に乗り出さず、招撫策によって急場をしのごうとした。時に民間では「読書〔人〕、本を折ぎ賊の為に官と做る」という諷刺の謡が流行り、土賊に対して為すすべのない県官の態度が揶揄された。

県城周辺、郷村地帯、いずれにあっても反乱情勢が緊迫の度合いを強めるなかで、翌崇禎十七年、土賊の活動は新たな段階を迎えた。明朝滅亡のこの年、福建漳州府の流民とも言われる王興^⑧（別名、繡花針^{シュウカサシ}）は、それまで反乱の根拠地としていた那乾峒^{ナケンドウ}を出て、数千人の党類とともに招撫に応じ、県城で守備割（守備職に任命する辞令）を与えられた。しかし王興は城内の三忠祠（明代の三人の名宦を祀った祠）^⑨に私設衙門を置く有様で、全く官司の命令に服さず、そのみか、この混乱につけ込んで、先の呉亜大軍が城内に入り、同時に伽藍会も県城の外に統々と集結することになる。この時点で、王興は、呉亜大の土賊と伽藍会とを傘下におさめ、恩平全域に影響力をもつ一大勢力を作り上げた。三つの勢力が統合された反乱軍では、仲間の印として「紅巾」を身につけ、城隍廟にて「牲を刑し、血を敵る」儀式を催したと伝えられる。

土賊のこうした結集・発展は、旧来の体制との対抗を彼らのはっきりと打ち出しているが故に、極めて強い衝撃を当地の支配層に与えた。そこで、土賊勢力の統合後、自己防衛の必要に迫られた恩平県の「士民」は、これに対抗すべく、五

団と呼ばれる郷村自衛の連合組織の設立を企てた。五団創立の中心メンバーは、馮景煥、何一蛟、梁逢昌らの「土民」であり、五団に加わった村落は、東の黄歩頭、南の平富岡、西の平塘、北の横水をそれぞれ界限とする地域の百四十二ヶ村を数える。五つの単位から構成される五団では、各団の指揮を団総がとり、各団の郷兵には、団総支配下の練長が軍事訓練を施した。また毎月朔望の日には、各団の構成員が郷約亭に集まり、禁約を申明して、団内の規律を正すこととされた。^④

この結果、崇禎十七年（一六四四）の恩平県においては、地方官府の機能がマヒする状態のもとで、二つの勢力が拮抗しつつ、並存することとなったと言えよう。一方の反乱勢力は、鼎城周辺の伽藍会と郷村地帯の土賊とを、王興が一つの集団にまとめ上げたものであった。他方、反乱勢力の急激な伸長に危機感を抱いた「土民」は、郷村防衛を目的とした五団の設立によって、これに対抗したのである。

如上の諸反乱の展開過程を追跡した結果明らかにされたように、明朝末期の崇禎年間の珠江右岸デルタ地帯では、沖鶴堡で社賊の変の発端が開かれる一方、広州・肇慶両府の各地にあって、百峯山反乱軍、王興軍に代表される土賊勢力が結成された。このうち土賊については、その性格を窺うことが困難である場合が多いが、恩平県での土賊の統合過程を参考にすれば、その蜂起は従来の体制側陣営に少なからぬ打撃を与えるものであり、また集団内部の結束も相当に強固であったと思われる。

① 黄蕭養の乱については、彭伊洛「明中葉黄蕭養在廣州起義の社会背景及其經過」（『史学月刊』一九五七—一〇）、徐統「関于黄蕭養起義的幾個問題」（『史学月刊』一九五八—一一）、李龍滯「明正統年間広東黄蕭養的起義」（『理論与实践』一一、一九五八年）、傅同欽「明中葉黄蕭養起義的幾個問題」（『歴史教学』一九八〇—一二）などの研究がある。

② 『万曆・順德県志』巻一、〈地理志第一〉。
③ 『孔叢子』、〈陳士義第十五〉に引かれた故事に基づいており、牛馬

の牡一匹に牝五匹を養えれば養息するという意味。
④ 以下、潘氏の系譜は次の諸資料を参考にした。『康熙・順德県志』巻七、人物伝、徳業、〈潘光統〉、同書巻九、人物伝、孝友、〈潘簡〉、『嘉靖・広東通志』巻二十、人物志一、姓氏、〈潘氏〉、陳紹儒「潘羅江書誌銘」（『香港中文大学図書館叢書第一集』、『広東文徴』改編本、巻十二・明七）、楊起元「明処士王公嘉表」（同上『広東文徴』改編本、巻十五・明十）。

⑤ 『咸豊・順德県志』巻三十一、前事略、〈順治三年〉条。

⑥ 同条の本文Aと割註Bは次の如くである。

〔A〕(順治)三年丙戌。崇禎末、土賊吳重九、潘廷賢、談堯志等、糾衆倡亂。奴弑其主、因而攻城劫庫。至于亥、則除淨尽。

〔B〕奴賊者〔潘氏譜不言〕名〔沖鶴同知職潘掖恒之僕也。先是、潘氏聚族於鄉、掖恒八世、自奉直大夫關谷(即黃蘗襄之工主)以來、世擁厚資、而性檢樸。有僕變腹飾雲形者、怒而割之。僕自是蓄恨掖恒、故広有田宅、畜奴頗多。遂相与謀逆。俗每以初春為龍燈、慶元宵。其年正月、僕分造龍燈、各尾以鼓樂爆竹喧天、家人皆出、群僕相繼望龍入室、遽肆掠焚火。掖恒方独居樓下、呼救、為鼓樂所震、至是、裂腹死。僕知不免、於是、沿村搶劫、隣近村皆受其害。掖恒子啓蕃、請兵捕之。會僕与其党十七人同下渡、邀於中流、悉被擒伏誅。

* 「潘掖恒」の「恒」字について。以下の文中では全て「恒」となっており、また後掲『郭志刊誤』も「恒」としている。「恒」字は「垣」の誤字であろう。以下「垣」と記す。

⑦ 前掲楊起元「明処士王釜潘公墓表」に、「關谷公以子梅貴、贈奉直大夫矣」とあり、關谷が、第三子の梅の官品に因って、奉直大夫の位を追贈されたことがわかる。

⑧ 但し、叙述の体裁が整っていないという理由で、同条の本文(原文は註⑥の〔A参照〕)を次のように訂正している。

〔A〕順治三年丙戌。土賊吳重九等破鼎城、劫庫而去。先是、崇禎末、番村賊吳重九、潘廷賢、談堯志、糾衆倡亂。沖鶴潘姓逆奴導之、同弑其主、沿村焚殺。至順治三年、因而攻城奪庫。省吏發六兵勦之、迄于亥乃尽。

⑨ 註⑥の〔A〕参照。

⑩ 註⑧の〔A〕参照。

⑪ 同へ沖鶴堡〕条に、

至崇禎末年、土賊吳重九、潘廷賢、談堯志等、乘機竊斃、丙戌丁亥之間、糾衆倡亂、奴殺主、卓凌導、因而攻城劫庫。遠近股栗。今雖挾勦有行、而党類頻生、時滅時起。往年巨室富家皆僑寓異鄉異堡。とある。

⑫ 沖鶴堡の反乱の終熄は、乾隆十五年(一七五〇)刊『順德県志』卷一、圖志、〈沖鶴堡〕条で明示された。同条では、『康熙・順德県志』の前掲〈沖鶴堡〕条(註⑩参照)に言う「遠近股栗」の後に続けて、「今党類悉除、往年富室巨豪僑寓異鄉堡者、咸歸故址、復称樂土焉」と述べている。

⑬ 『康熙・新会県志』卷三、〈事紀〕。

⑭ 以下、恩平の土賊の動向は、『道光・恩平県志』卷三、〈編年〕に拠る。

⑮ 猪総呉茂桂の名前は、『道光・恩平県志』卷十五、風俗、〈猪〕にも記されている。同条では、呉茂桂を撫猪と言い、恩平の四山を茂桂が統轄したとする。従って、猪総(撫猪)とは、官に招撫された猪民の頭目を意味すると考えられる。

⑯ 峒とは一般に山穴のことを言うが、広東では、少数民族の居住地を指すことが多い(『粵大記』卷三、〈事紀類〕)。また前掲『道光・恩平県志』卷十五、風俗、〈猪〕によれば、猪民居住の山地(猪山)は九区に分けられており、同条の記述の中に上水峒のことも出てくる。従って、上水洞を含む本文中の三洞も、猪民の居住地である可能性が強い。

⑰ 王興の出身地に関しては諸説あり。『道光・恩平県志』卷三、〈編年〕では、「王興即繡花針、福建漳州流民也」と伝え、また『小腆紀伝』卷三十六、列伝二十九、〈王興〕も、福建漳州の人とする。これに対し、屈大均『皇明四朝成仁録』(不分卷)、永曆朝、広東死事三將

軍伝、〈王興〉では、恩平県の人という。この他、『光緒・新寧県志』
 卷十四、事紀略下、〈順治四年〉条は、広州府番禺県の出身とする。

⑮ 『道光・恩平県志』卷九、〈秩祀一〉。
 ⑯ 『道光・恩平県志』卷三、〈編年〉。

第二章 明朝滅亡後における社賊・土賊の反乱状況

(i) 土賊と南明の協力体制の樹立

崇禎十七年（一六四四）三月十八日、北京城では、李自成の反乱軍の包囲の中で崇禎帝が自縊し、ここにおいて明王朝は二七七年に及ぶ専制支配の幕を閉じた。以後、南京、浙江紹興府、福建福州府で、明朝復興の期待を担った南明諸政権（それぞれ、福王、魯王、唐王の各政権）が樹立されたものの、いずれも短期間で清軍に鎮圧されてしまい、順治三年（一六四六）以降においては、広東・広西方面が抗清活動の主要な舞台となった。こうした政治情勢の変化は、当地の反乱勢力の動向にも少なからぬ影響を及ぼしている。以下、南明の抗清活動に留意しつつ、社賊・土賊の反乱状況を追跡してみたい。まず、広東での南明政権と土賊との関係に焦点を当ててみよう。^①

順治三年（一六四六）十一月、広東広州府で蘇觀生（故明の戸部員外郎）が紹武帝を擁立し、また肇慶府でも、瞿式耜（故明の戸科給事中）らの手で桂王朱由榔が即位せしめられ、明年を永曆元年と定めた。このうち前者はまもなく滅び、以後の南明による反清武力抵抗は、永曆政権を軸に進められてゆく。当地でこの永曆政権への支持を最初に表明したのは、順徳県の生員陳邦彦、東莞県の張家玉（故明の翰林院庶吉士）、南海県の陳子壯（故明の礼部右侍郎）ら広州府の士大夫のグループであり、清軍の猛攻を恐れた永曆帝が広西の桂林へ逃れたあと、順治四年（一六四七）七月には広州府城に攻撃を仕掛けている。^②

他方、明末以来の土賊の側では、このように南明の反清攻勢が強まるや、これと手を結び、しばしば一大結集を遂げた。例えば、順徳県の甘竹灘に盤居せる余龍の土賊軍は、広州士大夫グループによる府城攻撃の直前に、陳邦彦の説得を受け

て同じく府城攻撃の挙に出ていたし^⑤（順治四年二月）、同じ頃先の王興も唐王隆武政権下の御史連成璧と盟約を取り交し、後には永曆政権に加わり、肇慶府周辺で清軍と闘った^④。この間、恩平県にあっては、王興支配下の呉亜大軍や伽藍会の土賊と、明末に結成された五団とが、それぞれ南明側と清朝側とに分れ、激烈な戦闘を交えている。即ち、清朝派遣の知県林啓昌が蓮塘村で「印を開き事を視」るや、五団の父老も服を易え髪を薙^そって県官に見え、清朝への帰順を決意し、対する呉亜大らの土賊は、那乾等の地で、五団・清軍と闘い、一時的に勝利をおさめる活躍を見せたのである^⑤。また新会県付近の海上では、高鎮、黃信らが「白旗賊」と称される徒党を組んでいたが、彼らは、「監紀」の陳某の説得工作に応じ、「義師」を名乗った^⑥。陳某の正体は明らかでないが、前出の陳邦彦が永曆政権に加わる前に、唐王隆武帝から「監紀推官」の位を授けられているので、或いは彼に比定できるかも知れない。

順治三年（一六四六）末・同四年（一六四七）初の時期には、右の白旗賊を含む珠江右岸デルタの土賊諸勢力が二度にわたる新会県城を攻める事件が起っている。順治三年十二月十五日は、紹武政権が防衛していた広州府城が清軍に奪取された日であるが、その報告が数日後に新会に伝えられるや、白旗賊と百峯山反乱軍を主力とする土賊が山、海の両面から同県城を襲い、これに失敗すると、更に翌年の二月、今度は、黃蛮長なる者の領導のもとに、新会、新寧、新興、恩平諸県の土賊十数万人が集結して、攻撃を再開したのである。対する県城側では、第一次攻撃の際には、何士琨らの郷官が指揮を取って防備の体制を整えるとともに、先に招撫された百峯山反乱軍の司徒義の一軍をして実際の軍事行動を受け持たせ、第二次攻撃時においては、清朝の軍隊派遣を得て、土賊を退けた^⑦。

この新会県城攻撃は、広州・肇慶両府の近隣諸県から多数を動員した、かつてない規模の諸土賊による統一行動であった。既に見たように、順治三・四年は広州の士大夫が反清の軍事蜂起を準備した時期に合致し、しかも土賊統一勢力中の白旗賊が南明と同盟関係を結んでいた事実もあることなどを考え合わせると、ここでの土賊の動きのなかに、南明の抗清活動の一環としての性格を看取することが可能かと思われる。だが、この攻撃の意味するところはそれのみに止まらない。

つまり、南明と清朝との政治抗争の問題以前に、これまで恩平の土賊などのケースを通じて確認してきた明末以来の当地での対抗関係の構図が、新会県城をめぐる攻防戦でも、郷官の勢力とこれに対する土賊という形で現われていることに注意しておかねばならないのである。

さて、順治三・四年を中心とする時期における珠江右岸デルタの土賊の動きをここで整理しておくならば、土賊は、南明政権の樹立後、同政権及びこれを支持する広州の士大夫と手を結び、同時に彼ら自身の勢力をも拡大させたと思われることができよう。しかしこの事實は、そうした土賊が南明勢力と協力関係に入ったことによってその固有の闘争の性格を失った、換言すれば、南明と清朝との対立という政治的なレベルの抗争の中に土賊独自の闘争意義を埋没させてしまった、ということの意味するものではない。明朝滅亡後の流動的な政治情勢のなかで、恩平の土賊が同県の郷村連合自衛組織¹¹五団と鋒先を交え、また土賊統一勢力が新会県城の攻防戦で城内の郷官に対立したのは、その根底において、明末以来の支配勢力との対抗の性格を依然として保持していたからに他ならないであろう。他方、かかる南明と結合した土賊の攻勢に直面した五団や郷官などの支配勢力にとって、旧来の体制的秩序を維持するには、もはや強大な軍事力を有する清朝に帰順する道しか残されていなかったと言える。

しかしながら、この時期、郷村の支配層をして畏怖せしめ、清朝への帰順を促したのは、土賊の勢力のみではない。反乱勢力の一方、社賊が蜂起後急速に勢力を伸張しつつあった。次にその間の事情を探ってみよう。

(ii) 社賊勢力の発展

明末の諸土賊の蜂起後、明朝滅亡を経て、順治二・三年（一六四五・六）までの間に、沖鶴堡から始まった社賊の変は、土賊の後を襲うかのように、ほぼ同じ地域の郷村地帯で繰り広げられることになる。現在確認しうるところの社賊蜂起の地域は、広州府の新会・新寧^⑧・香山、肇慶府の開平・恩平^⑩・高要^⑪の合計二府六県に及ぶ。このうち新会では、百峯山の乱直後の順治二年（一六四五）二月、沖鶴堡での事件に影響された社賊が行動を起し、その発生地域は、県東部郷村地帯の、

麻園・^{ダイライ}外海・^{コトトク}澹頭・河塘、同西部の、^{ロウコウ}樓岡・^{ヘラ}波羅・^{ロウコウ}龍塘・^{フシ}潘村・^カ河村、同南部の、^{ロウ}笏竹門・^{リョウコウ}凌浦・^{サフ}沙富・^{チン}陳浦、更に同北部（後に鶴山県に編入）でも古^コ勞・^{ロウ}禄洞・^{ロウ}橋頭など、^{ロウ}泉城を除く、同県のほぼ全域にまたがった。また、順治六年（一六四九）、恩平県の長淨、新興県の雙橋、新会県の登名・古博・平康・得行、以上六都をもって設立された新県である開平県にあって、順治年間、社賊の反乱が全県規模で展開された（後述）。香山県の場合にも、「邑の諸村に多く有り」とされ、反乱の波は県内諸村に押し寄せたが、確かめられるのは、同県北端の古鎮・海洲、南端の黄梁都の二地域に限られる。古鎮・海洲両村の社賊の変は、順治三年（一六四六）、馮春隆・馮大倫、劉^{リュウ}棊^シ廉がそれぞれ指導者となって起され、いずれも翌年には郷里を離れ、海上に乗り出している。この結果、順治二・三年の段階にあって、珠江右岸デルタの反乱勢力の分布図には、従前の土賊の他、沖鶴堡を起点として諸県の郷村地帯に波及した社賊の変の諸勢力が加わることになった。

明末清初期に出現したこれらの社賊の名称の由来は明瞭でないが、『民国・開平県志』卷二十、前事略二、〈順治三年〉条の割註をもとに考えてみると、社賊という名称には二つの解釈が成り立つ。第一には、「土、^{じもと}奴僕を名づけ呼びて社と為す」とあるように、奴僕に対する当地の呼称から社賊の名称が生まれたとするものであり、従って、この場合の社賊とは、奴僕の反乱者の集団を意味することになる。第二の解釈は、社賊を「社」という組織にもとづく反乱集団とみなす見方である。同条の割註に収められた『寧陽雜存』の記事では、富室の「下」の者が、「富室の族の貧にして無頼なる者」を加えて、「社を村外に立」つ、と述べているから、「社」とは必ずしも奴僕自体を指す言葉ではなく、組織の名称として用いられているのである。無論、この解釈にあっても、社賊の名称の由来を、奴僕の当地での呼称である「社」に求める第一の解釈を否定するものではない。しかし、後述するように、明代の広東では郷村社会に広く郷社の組織が成立していたことや、奴僕の範疇には属さない「個人」を主体とする社賊の事例も見出されることを考えてみると、社賊の名称は、奴僕の当地での呼称（社）から生じたというより、郷社のような日常的な郷村の組織名に由来する可能性が高い。

では、広州・肇慶両府の諸県に波及した社賊の変は各鄉村においてどのように闘われたのであろうか。この点に関しては、社賊蜂起の一般的情景を簡潔かつ的確に描いた前掲『寧陽雜存』の記事が参考になる。この記事は傅衣凌氏の手で最初に発掘されたものであり、『民国・開平県志』巻二十、前事略二、〈順治三年〉条の割註に収録されているが、これまた、刊行年次、著者いずれも不明であった。しかし、『乾隆・新寧県志』巻四、雜記冊、〈社乱〉項を調べてみると、明らかに『寧陽雜存』の記事をもとに書かれたと判断される叙述があるので、『寧陽雜存』は少なくとも同上県志が編纂された乾隆三年（一七三八）以前に作成されたと思なければならぬ。社賊の反乱時期（少なくとも康熙中葉―十七世紀後半まで存続）を考え合わせるならば、同書の史料価値を高く評価して良いであろう。

右に紹介した『民国・開平県志』所引の『寧陽雜存』の該当記事（以下、史料[A]と略記）、『乾隆・新寧県志』の〈社乱〉項（以下、史料[B]と略記）の両史料に関する具体的な検討は後に譲ることとしたいが、ここでは、史料[A]の方が史料[B]よりも原文に近い内容を持ち、また社賊一般について叙述していると思われること（後述）などの点により、史料[A]に即して、社賊の蜂起の模様を簡単に見ておきたい。史料[A]によれば、「富室、下のものを御するに多く礼を以てせざるにより、「下」の者ががい煽動し合い、「富室」の同族の「貧にして無頼なる者」多数と結んで「社」を村外に打ち立て、「血を敵り謀を聯ね」、「富室」に敵対したという。文中の「下」の者とは、後に検証するように、奴僕・佃僕を主体とする隸属民を指している。従って、社賊蜂起の場面において、「富室」と、その隸属民ならびに同族中の「貧にして無頼なる者」との対立の局面が鄉村社会に出現したことを、この記事の中から読み取ることができよう。この結果、「士・庶の、分を知るの家」は、「皆、逃れ竄れ難を避け」ねばならなかった。

「実に一時の鉅変なり」（史料[A]）と評される社賊の変が、「富室」の一族、別に「世家大族」とも称される鄉村在住の大族に極めて大なる打撃を与えたことは、新会県平康都（順治六年、開平県に移管）の諸村での事例によっても窺われる。例えば、元末以降、十余姓の中から台頭して二百余名の族人を抱える大族となった周氏が居住する波羅村では、「僕賊の叛」

(社賊の変)の際、百余名が殺されたが、この時、周氏は当主の応星を始めとして、一族を挙げて郷里を逃れねばならなかった。その逃亡生活は実に十三年間にも及んでいる。^① 榑岡村においても、流賊の周成彩を同村に引き入れた高頭馬なる社賊によって、生員呉御隆が叔父の廩生振英らとともに惨殺された。呉氏は兩名の他、御隆の父の振秀も拳人の資格を取得している如き名族である。^② また新塘村の甄氏も、生員の任蓮とその家族が社賊に害されるなどの被害に遭った。^③ 更に仙塘村では、社賊の蜂起に直面した生員甄爾圭が郷里を捨てて麗洞に居を移したという。^④ この他、香山県の海洲村にあっては、廩生鄧林樟の一家が惨事に見舞われ、殊にその婦女子は全て殺害されるか、自殺の已むなきに至った。^⑤

社賊の変は、如上の諸例に見られるとおり、大族の本拠地としての郷村内部から発生し、「社」を基礎組織として闘われた反乱であり、大族、なかでも生員など族中の有力者がこの社賊の蜂起によって蒙った打撃は決定的とさえ言い得る程大きかったと思われる。なぜなら、社賊が奴僕・佃僕や「富室」同族中の「貧にして無頼なる者」を主要な構成員としたという事実は、「富室」たる大族中の有力層が日常的に彼らと結んでいた主従関係、同族関係の崩壊を意味したからである。反乱の発生と同時に、大族中の有力者を中心とする人々が、或いは一家ごと惨殺され、或いは郷里の放棄を余儀なくされた、こうした一連の出来事自体が、「鉅変」と呼ばれるにふさわしい社賊の変の重大性を示している。

さて、右の如く諸郷村から起ち上がった社賊は、一方で土賊―南明の反清抵抗が根強く続けられた順治年間、その闘争を更に発展させた。まずこの頃の土賊の動向に触れておこなば、彼らは、順治三・四年期の抵抗運動(本章の(i)参照)に引き続き、清朝の提督李成棟が南明に寝返り、永曆帝を肇慶府に迎え入れた(順治五年)のを機に、再び活動を強めた。即ち、時に両広総督の佟養甲と仲違いした李成棟が檄文を配下の者に飛ばして永曆帝に帰順させると、広州府新寧県で、「緑林の悖逆せし者、義を挙ぐるに借りて名と為し、四処に猖獗うを得」といった事態が生じ、またかの王興も、永曆帝の肇慶府進駐の際、都督総兵官の位を授けられ、同府の四県(陽江、陽春、恩平、開平)の防備に努めたのである。^⑥ なお、新寧での事件の時には、同県の郷村の社賊もこれに呼応するかの如く、勢いを盛んにしたという。李成棟軍自体は程なく江西方面

での清軍との闘いに敗れ去っている。しかし、順治七年（一六五〇）になると、かつて四川に大西国を打ち立てた張獻忠最後の反乱軍が貴州で永曆帝と結ぶとともに、その部将の一人李定国は広西、広東方面に進路をとり、順治十一年（一六五四）、広州府新会県に到達した。この李定国軍の先導の役割を演じたのが、前述の王興であり、他の土賊も先を争って新会に赴き、「妄りに故明の官を称」した。

かかる南明政権に連動する珠江右岸デルタの土賊の動きは、社賊の勢力拡大にとっても有利に働いたと思われる。先に新寧における土賊と社賊の呼応関係を見たが、土賊が目覚しい活躍を見せた順治年間は、同時に社賊の変の最盛期でもあったのである。香山県の場合、一旦海上に乗り出したあと久しく消息を絶っていた海洲村の劉基廉は、九年後の順治十二年（一六五五）、再び「社盟」なる盟約を同県で取り結んだ。これに対し、社盟結成の報告に接した海洲出身の袁文煥（清朝の雷州鎮水師右營千総）は任地の新会県から直ちに哨船を伴って帰郷し、香山司巡検の施其信らにその責任を問い質したものの、「賊の勢い悍しければ、姑らく盟を聴すを以て県に掲ぐ」とあるように、社賊の勢力の強大なるを恐れ、一時的にせよ、社盟の許可を県城で公表せねばならなかった。

また開平県においては、比較的多く残された史料を通じて、社賊の勢力の発展過程を跡付けることができる。順治六年（一六四九）に、当時肇慶府に駐留していた永曆政権から許可を得て設立された開平県では、既に立県前から、百峯山の乱に加えて、潘村、波羅、独岡などで、何泰、潘自頭、黄老朱らによる社賊の蜂起が相継いでいたが、かかる反乱情勢は、立県の翌年に清朝の支配権力が同県に及んでからも変らず、ことに社賊の勢力範囲は急速に拡大された。

社賊は、「開平の門戸」と言われる長沙村の沙岡巡検司を占拠した他、馬岡・蒼歩・合水の諸營にも次々に攻め入った。しかも、新たに楼岡村の鄧日輪、萌畔の陳日諷らも各村を支配下に置くなどした結果、「社賊崛起して、県境の半ば、〔その〕營壘と為り、清朝の地方統治は大きく妨げられた。そこで省城から、総兵官徐盛の率いる清軍が派遣されたが、余り効果を上げられず、その後も、開平の社賊は各地で猛威を振った。順治十三年（一六五六）、社賊吳端寛が新塘村に割拠

したあと、清軍の再度の攻撃に見舞われた潘村、沖口の社賊は、「党を聯ね、寨を結」んで組織の強化を図り、逆に社賊の反乱地域は開平全域に押し広げられた（邑の四境、俱に其の害を受く）。のみならず、この段階での社賊の闘争は諸鄉村で個別に遂行されただけでなく、村落相互に協調体制をとる連合闘争へと発展していた（社賊、開平各郷を占拠し、互相互に声援す）。

だが、開平の社賊を取り巻く当時の政治社会情勢は、もはや社賊勢力にとって有利な方向へは動いていなかった。この頃、既に永曆帝は雲南方面へ去り、新寧県の文村に拠点を築いた王興軍も清朝の尚可喜の軍隊の包囲網の中で窮地に陥っている。つまり、珠江右岸デルタに対する清朝の支配体制が漸次固められつつあったのである。

王興軍滅亡の順治十五年（一六五八）は開平の社賊が決定的な打撃を与えられた年でもあった。この年八月、地方の惨状を傷んだ拳人の甄芒（仙塘の人）は省城の総督・巡撫兩院に赴いて討伐軍の出動を求め、これを受けた清朝では、総兵侯錫爵、嶺西巡道の沈蕻（仙塘の人）は省城の総督・巡撫兩院に赴いて討伐軍の出動を求め、これを受けた清朝では、総兵侯錫爵、嶺西巡道の沈蕻を開平に向かわせた。同県に入った清軍は、新塘・扶峒兩郷が県城に近く、重要地点となっているのを見取し、兩郷の平定により反乱体制の一角を切り崩す戦略を立て、それが成功すると、社賊の動揺に乘じ、漸次各地の反乱軍を滅ぼした。

なお、珠江右岸デルタ地帯の社賊、土賊の反乱は、清朝の地方支配体制がほぼ確立された順治末以降も継続している。最後の南明勢力である鄭成功軍の補給路分断を目的とした遷海令の発布（康熙元年—一六六二）を契機とする周玉・李栄の乱の他、その蜂起の契機は明瞭でないものの、百峯山方面で新たに劉保の勢力が台頭し、三藩の乱による混乱の時代を経て、康熙十八年（一六七九）まで清朝への抵抗が続けられた。また社賊についても、康熙年間に入って小規模な反乱の事例がいくつも見出されるが、ほぼこの時期までには掃討されたようである。

これまでに概観してきたように、社賊・土賊の両反乱はいずれも広州・肇慶兩府で、明・崇禎年間から清・順治年間にかけて勃発・発展したという地理上、時期上の共通性を具えていた。つまり、同一地域圏で相並行して闘われたのが、社

賊・土賊の両反乱であったのである。社賊の変の全面波及以前、郷村の支配体制は、既に百峯山反乱軍、王興軍など諸土賊の相繼ぐ蜂起のために、相当な混乱に陥っていた。恩平で結成された郷村自衛組織「五団」は、かかる土賊勢力の発展を阻止すべく講ぜられた郷村支配体制側の防衛手段の典型例である。しかしながら、郷村の混乱と破壊を決定づけたのは、むしろその後に登場した社賊の変であった。沖鶴堡から珠江右岸デルタの郷村地帯に広く波及した社賊の変においては、奴僕・佃僕、大族中の「貧にして無頼なる者」などを主要な構成員とする社賊の決起により、大族中の有力者は、往々にして郷里から長期間追放される憂目であった。ここに言う大族中の有力者とは、順徳県沖鶴堡や新会県平康都の諸村での検証から察せられるように、郷紳、生員等の社会層を内実としている。郷村社会で支配的地位を保持したこれら郷紳を始めとする社会層にとって、その隷属民や同族員が郷村内部から起した社賊の変は、彼らの存立基盤を根底から動揺せしめられる事態を意味したと言つて良い。次章では、如上の社賊、土賊の反乱がいかなる性格を保持していたのかを論じてみたい。

① 以下、南明政権の動向の概観は、謝国楨『南明史略』（上海人民出版社、一九五七年）を参考にした。

② この時期の陳邦彦らの抗清活動は、陳恭尹「請郟疏」（『独漉堂集統編』の奏疏の中に収録）、屈大均『皇明四朝成仁錄』（不分巻）、永曆朝、〈順徳起義伝〉などで詳しく述べられている。

③ 前掲陳恭尹「請郟疏」、同屈大均〈順徳起義伝〉。

④ 前掲屈大均『皇明四朝成仁錄』、永曆朝、〈広東死事三將軍伝〉。

⑤ 『道光・恩平県志』卷三、〈編年〉。

⑥ 『康熙・新会県志』卷三、〈事紀〉。

⑦ 『小腆紀伝』卷四十八、列伝四十一、義師三、〈陳邦彦〉。

⑧ 『康熙・新会県志』卷三、〈事紀〉。

⑨ 新寧の社賊の変は、『乾隆・新寧県志』卷四、雜記冊、〈社乱〉項、

及び『光緒・新寧県志』卷十四、事紀略下・國朝、〈順治二年〉条で伝えられている。

⑩ 『道光・恩平県志』卷十四、人物、列女、〈義婢〉項に、劉盛富なる佃人に率いられた社賊の事件が収録されている。

梁氏、庠生眞業露之婢。社賊劉盛富者、業露佃人也。順治十二年、結党抄沙地。業露被殺、妻鄭氏匿他所。賊獲露子宜湖僅四齡、將殺之。梁給賊曰、是吾子也、若与主人誓、何忍殺吾子。賊捨之、遂携以遁。

⑪ 『道光・高要県志』卷十、〈前事略〉に、

（順治）二年春二月、社賊起。（以下は割註）賊皆人奴、忿殺其主以叛。始於順徳県沖鶴村、延及新会、開平、高要。皆殺逐其主、掘其墳墓、踞其妻室、連年屠辱、至順治十五年、乃已。

とある。

⑬ 『康熙・新会県志』卷三、〈事紀〉、『乾隆・鶴山県志』卷三、〈編年志〉。

⑭ 『道光・香山県志』卷八、〈事略〉。

⑮ 黄梁都の社賊の変は、『乾隆・香山県志』卷六、人物列伝、篤行〈梁思誠〉、『道光・香山県志』卷六、列伝上、〈梁國章〉、同上〈趙之譜〉、以上三つの人物伝で、その一端が紹介されている。

⑯ 『道光・香山県志』卷八、〈事略〉。

⑰ 同条の割註は次のように述べている。

土名呼奴僕為社。相伝有守宮、俗名四脚蛇、數十斤発現。社蛇同音。彼等無知、以為奴僕將興、遂扛守宮起事。此殆篝火狐鳴之故智。其突奴隸多憤主人、故乘機作乱、欲脱奴籍耳。

寧陽雜存、先是、承平日久、富室御下、多不以礼、乘歲饑世乱、互相煽誘、富室之族貧而無頼者多与之、立社村外、歃血聯謀、与富室為敵、抄掠財穀。往往闔門遭禍、士庶知分之家、皆逃竄避難。実一時鉅變。

⑱ 『乾隆・新寧県志』卷四、雜記冊、〈社乱〉項に、

社賊者、明季鄉中佃僕叛主賊也。先是、承平日久、富室多有凌弱其下使之不以礼者。乘歲饑世乱、互相煽誘、所在蜂起。富族之貧而無頼者、亦或与之焉、立社村隕歃血聯謀、与富室為敵、甚則戕殺其主。闔門遭禍。次則抄家掠穀、禁糶轄繚、折秤鋸斗。士庶知分之家、皆逃竄避難。

とある。

⑲ 周氏の来歴は、『民国・開平県志』卷三十八、芸文略、〈波羅周氏譜〉、同書卷三十二、人物略一、〈周吉慶〉、同書卷三十三、人物略二、

〈周応星〉などに詳しい。

⑳ 註⑮で紹介した『民国・開平県志』の〈波羅周氏譜〉、〈周応星〉。

㉑ 『民国・開平県志』卷三十五、列女略、〈吳亜姫〉。

㉒ 同上書卷三十五、列女略、〈吳氏〉。

㉓ 同上書卷三十三、人物略二、〈甄爾圭〉。

㉔ 『乾隆・香山県志』卷七、人物列伝、〈列婦〉。

㉕ 『光緒・新寧県志』卷十四、〈事紀略下〉。

㉖ 屈大均『皇明四朝成仁録』の前掲〈広東死事三將軍伝〉。

㉗ 『光緒・新寧県志』卷十四、〈事紀略下〉。

㉘ 『康熙・新会県志』卷三、〈事紀〉。

㉙ 屈大均『皇明四朝成仁録』の前掲〈広東死事三將軍伝〉。

㉚ 『光緒・新寧県志』卷十四、〈事紀略下〉。

㉛ 『道光・香山県志』卷八、〈事略〉。

㉜ 『道光・香山県志』卷四、選孝、〈仕宦〉。

㉝ 『道光・香山県志』卷八、〈事略〉。

㉞ 以下の開平の社賊の変の反乱過程は、『道光・開平県志』卷八、〈事紀〉に拠る。

㉟ 立県の経緯は、『道光・開平県志』卷三、沿革志、〈立県沿革〉、及び同書卷八、〈事紀〉に記載されている。

㊱ 『道光・開平県志』卷四、建置志、〈隴署〉、及び同書卷七、〈兵防志〉。

㊲ 『光緒・新寧県志』卷十四、〈事紀略下〉。

㊳ 屈大均『皇明四朝成仁録』（不分巻）、永曆朝、〈広東起義諸伝〉、

鏘琇『風牘』（『説鈴』所收）、〈南海賊〉。

㊴ 『道光・新会県志』卷十三、〈事略上〉。

第三章 社賊・土賊の変の性格規定をめぐって

(i) 「奴僕」・「佃僕」の闘争

『民国・開平県志』巻二十、前事略二、〈順治三年〉条に収録された前掲『寧陽雜存』の記事〔史料A〕によれば、社賊の反乱の基礎組織「社」を形成した一方の階層は、「富室、下のものを御するに多く礼を以てせず、「下のもの」歳饑世乱に乗じて互相に煽誘」す、とあるように、「富室」に隸属する「下」の者であった。「富室」とは、既に述べたように、郷村在任の大族中の有力層―郷紳を始めとする社会層―を指していたが、これと主従関係を結んだ私的隸属民（「下」の者）の実態は何であろうか。「社賊の変」を「世家大族」支配下の多数の「奴僕」の蜂起と見た王植（乾隆元年―一七三六、新会知県に就任）の見解〔牧令書』巻十九、刑名下、〈大案〉〕の他、諸県の県志もおおむね反乱参加者として、「奴」、「人奴」などの存在を指摘している。従って、「下」の者「奴僕」という説がひとまず成立しうると言えよう。だが、その全てを単に「奴僕」としてのみ考えるのは早計に過ぎる。なぜなら、恩平県の一事例では、生員吳業懿の「佃人」である社賊劉盛富が「党を結び、沙地を掠」め、田主の業懿を殺害したとされているし、また新寧県の郷村地帯から生起した社賊の重要な構成員は「佃僕」として伝えられているからである。^④「佃僕」は主家と租佃関係を取り結ぶ点において「佃人」（佃戸）と共通の性格を保持しているが、他面、「佃僕」の言葉に示されるように、身分的には特定の主人に私的に隸属する「奴僕」としての側面をもっている。後にも触れるが、新寧県の「佃僕」が「奴僕」と同様に主家の身分支配に抵抗すると同時に、独自に佃租収奪に対する闘争を行うのは、彼らがこのような二面的性格を帯有していたからに他ならない。以上のように、「下」の者とは言っても一律でなく、様々の内容をもっていたことになるので、「奴僕」・「佃僕」を主体とする私的隸属民としてこれを理解しておくのが妥当だと思われる。なお、新寧の社賊の変に関する記録を残したのは、『寧陽雜存』の該当記事〔史料A〕に基づいて記述された『乾隆・新寧県志』の前掲〈社乱〉項〔史料B〕である。両史料を見較べてみると、

史料〔B〕は若干の文字の異同を除き、史料〔A〕と共通の記述を行なった他、「下」の者を「佃僕」に比定し、「佃僕」関係の史料〔後掲〕を文中に付加している。これは、史料〔A〕が社賊一般についての記述という性格をもつのに対して、史料〔B〕は、新寧の社賊の実態をふまえて作成されたためであろう。

郷村地帯の奴僕・佃僕等の私的隷属民が主家に対して反乱を起すに至った原因を、零細な社賊関係の史料だけに頼って解明することは容易ではない。そこで、反乱勃発前後の時期に書かれた順徳県の陳詩（崇禎六年の挙人）の「臧獲を恤れむの議」^⑤を手掛りにして、当時の隷属民と主家との間に存在した身分関係をめぐる問題点を抽出してみたい。陳詩によれば、時に主家の刻薄なる者は奴婢を禁錮・摧残し、彼らから家族をもつ楽しみを奪い、鰥（妻のない男）・寡（夫のない女）・孤（みなし子）・独（子のない年寄）の四つの苦しみを嘗めさせていた。陳詩が彼自身の家を例にとって反省するところによれば、これら奴婢は、粗衣粗食に甘んじて、一生主人のために耕作・家事労働に務めねばならない者である。そこで、悲惨な境遇のもとに置かれた単身の奴婢に同情を寄せる陳詩は、三十歳以上の奴婢に対しては、本主（主家）が婚姻を配慮すべきであり、それが無理ならば、奴（男僕）には贖身を伴わない無条件の解放を実施し、また婢（女僕）には本主の家から出て婚姻を結ぶことを許せ、との提言を行なった。陳詩のこうした奴婢の処遇の改善、及び解放の方策は、彼も述べているように、恤れむべき奴婢に対する儒教的な恩情の心から出たものである。だが、その場合に注意されねばならないのは、限定付きであるとは言え、奴婢の解放が実施されれば、従来奴婢によって担当されていた家内の諸業務に支障をきたすことが当然予測されることである。にもかかわらず、あえて陳詩がかかる提言を掲げたということは、一士大夫の単なる恩情主義の次元を超えたより深刻な問題が当時の主僕関係のなかに生じていたことを示唆するのではないだろうか。

ここで、同じ時期、順徳県の生員陳邦彦によって観察された奴僕別の姿を紹介してみよう。その〈侵漁を禁ず^⑥〉の一文によれば、明末の珠江デルタにおける最大の社会問題の一つは、勢豪による「占沙」（沙田の強奪）・「搶割」（収穫物の奪取）の弊害であり、その僕従（奴僕）が主人の子弟・親族や奸徒の輩とともにこれらを実際に取り仕切った。ところが、主人

（郷紳）自身は、僕従等にさえぎられて、占沙・搶割に苦しめられる小民の被害の実態を把握できなかったという。文中で描かれた僕従は、主人に代って土地経営に関与する、奴僕のなかでも上層の部類に属す者であり、彼らの場合、往往にして主家の命令に服さなかったように見受けられる。それ故、陳邦彦は郷紳に厳格な「治家」の必要性を説いている。^⑦主僕間の身分関係が極めて弛緩したものとなっていたのである。陳邦彦の記述の対象は一部の奴僕に限られているが、少なくともこの時点で、奴僕層内部に主家の身分支配を甘受しない風潮が生じつつあったことは見て取れるであろう。このことを念頭に置いて、先の陳詩の提言を改めて振り返ってみると、奴婢の解放さえ説かねばならなかった主家側の直面した問題が浮び上がってくるのではないだろうか。つまり、陳邦言の指摘の如く、主家の身分支配に服さざる傾向が一部の上層の奴僕について認められるとするならば、そうした傾向が更に強まって奴僕層全体に拡張し、主家に抑圧された下層の奴僕にも少なからぬ影響を及ぼしたように思われる。おそらく陳詩の提言も、かかる状況と無縁ではないはずである。奴僕側において、主家への抵抗を強める動きが一般化し、そして、他方の主家側ではその動きを到底容認しえず、奴僕への圧迫を強化する、この情勢のもとで破局的な事態がもたらされるのを防ぐため、陳詩は家内の諸業務の停頓の危険を犯して、奴婢を対象とした改善・解放の方策という一種の慰撫策を提示したと考えられる。それ程までに明末の主僕関係は重大な矛盾を抱えていたのである。

社賊の変における奴僕・佃僕の蜂起にも、このような主僕間の軋轢が反映されている。前掲の史料[A・B]によると、隸属民（「下」の者）の蜂起の契機は、「富室、下のものを御するに多く礼を以てせず」、或いは「富室に、其の下を凌弱し、之を使うに礼を以てせざる者多」きところにあった。主家（「富室」の「下」の者に対する、「へ礼」に背く使役乃至支配のあり方こそが、「下」の者の蜂起を招いた直接の要因だと見るのである。この記事を通じて、従来の鄉村社会で主従間の身分関係を律してきた規範「へ礼」に違背してまで、奴僕・佃僕に対する支配力を強める主家と、その身分支配に抵抗しようとする隸属民側との対立が看取されるように思う。この対立が極点に達した時、奴僕・佃僕等の隸属民は主家との闘

いを開始したのであり、それは前章で見たように、短期間のうちに珠江右岸デルタの広汎な地域に拡大していった。『民国・開平県志』巻二十、前事略二、〈順治二年二月〉条は、蜂起した奴隸(奴僕)の目的が「奴籍」からの離脱にあったとしているが、彼らが反乱を機に身分的束縛を除去しようとしたであろうことは、容易に推察される。支持されるべき見解であろう。

ところで、史料[B]には新寧県での佃僕の反乱が記録されていたが、この佃僕の闘争については、主家と租佃関係を結ぶ当該階層独自の特徴が見出される。「社賊なる者は、明季の郷中の佃僕の主に叛きし賊なり。……〔社賊〕糶を禁じ糶を轄り、秤を折り斗を鋸す」(史料[B])とあるように、佃僕がその闘争の過程で、秤・斗といった佃租計量器の破壊活動を行なったことである。そこに、身分関係上の矛盾とは別に、佃租徴収をめぐる地主・佃僕間の生産関係上の矛盾を窺うことができる。こうした佃僕の反乱は、新寧のみならず、広州府清遠県の滘江でも出現しており(順治四年)、佃僕が「逆を作し、主を殺して田に踞り、当地の「郷紳」、「生員」などを多く殺戮した。反乱の鎮圧に赴いた守道官の陳贊が「分に安んじて租を輸せ」との布告を出した点から見て、これもまた抗租をその闘争の重要な特質としたのである。^⑨

(ii) 社賊諸階層の結集の意味

社賊の変の性格は主家の身分支配に対する私的隷属民の抵抗によって特徴づけられていた。しかし、前章でも触れたとおり、社賊の組織を構成したのは奴僕・佃僕だけではなく、従って、この反乱の性格も一義的には規定しえないことに留意されねばならない。

奴僕・佃僕以外で反乱に加わった者を再度抽出してみるならば、まず第一に、「富室」の同族中の「貧にして無頼なる者」(以下、貧無頼層と略記)が挙げられる。史料[A・B]は、彼らが多数「社」の結成に参加した事実を伝えている。「富室」とみなされた宗族はまた「世家大族」とも称された。^⑩ 広東、特に広州府には、一姓乃至二・三姓の有力宗族を抱える同族的村落が多かったが、社賊の変においては、こうした大族内部から析出された貧民も、反乱に身を投じたのである。

また沖鶴堡では、土賊・逆奴の反乱状況が「奴、主を殺し、卑、尊を凌ぐ」（『康熙・順徳県志』首巻、凶経、〈沖鶴堡〉）と描写されていた。ここに言う「尊」「卑」の関係は、社会的な身分の上下関係を示す表現として用いる場合も明代社会で認められるが、一方、これによって同族内部の世代間の序列を表わすこともまた一般的に行なわれているので、同書の編者は、反乱の際に生じた宗族的秩序の逆転現象を特に意識してかかる記述を残したのかも知れない^⑭。第二に小姓からの参加者がある。沖鶴堡の反乱を振り返ってみると、奴僕と結んだ土賊の構成員は、上述したように有力宗族の成員だけではない。

「巨室富家」に比定された潘氏に属すと見られる潘廷賛以外に、談・呉の諸姓が土賊として名を挙げられていたのである。おそらく彼らは、潘氏ほどに力を持たない弱小の宗族（小姓）の成員ではなかったであろうか。複数の宗族から形成される郷村^⑮にあつては、この沖鶴堡での例のように、有力宗族以外の宗族から社賊の変に加わるケースが予測されるであろう。

さて、これら郷村の下層民衆（「富室」の同族の貧無頼層ならびに他姓の貧民）もまた社賊の変の一翼を担ったのであるが、彼らが奴僕・佃僕とともに「富室」に敵対した要因は何であろうか。かかる下層民衆が直接には「富室」と主従関係を結んでいない以上、奴僕・佃僕との蜂起とは別の角度から、この問題に考察を加えねばならない。そこで、史料〔A〕・〔B〕を改めて検討し、それらの記述の中から、社賊の変に内包されるもう一つの側面を取り出してみたい。

反乱発生前後の郷村社会は、前章で見たように、土賊集団が各地で組織されたのに加え、南明政権と清朝も政治的主導権の確立をめぐる戦闘を繰り返した結果、未曾有の混乱に陥っていた。しかも、饑饉が相継いで郷村社会を襲い、新会県では、順治五年（一六四八）、同十年（一六五三）の二度にわたり「大饑」が記録され、「饑殍せるもの、道に載つ」^⑯様相を呈した。社賊「歲饑世乱に乗じ」蜂起す、との史料〔A〕・〔B〕の記述は、このような郷村の危機的事態を念頭に置いて書かれたものであろう。その際、社賊は注目すべき行動に出ている。「財・穀を抄め掠う」（史料〔A〕）、「家を抄め穀を掠う」（史料〔B〕）とあるように、「社」の結成後、「富室」の財産・穀物を奪ったことである。これは一見、何の変哲もない搶米の暴動であるかに思われる。だが、社賊が元来「社」を打ち立て、「血を飢り謀を聯ね」（史料〔A〕・〔B〕）た組織的な行動集

団として出発している点からすれば、これについて、少なくとも飢えによる無秩序な暴動という評価を与えるのは妥当ではない。また史料Bによれば、「富室」を襲って「穀を掠」った社賊が、「糶を禁じ、糶を轄」ったという。単なる搶米から一歩進んで、更に糶・糶の自主管理さえ実施したのである。社賊の全てがかかる行動をとったとは言えないが、搶米の背景には、社賊自らが糶・糶の管理を行なわねばならないような構造的な社会矛盾が郷村社会に存在していたと思われる。

右の「禁糶轄糶」の内容は米穀の出売の禁止と米穀の買入れの統制である。郷村の下層民衆から構成される社賊がその実現を図った事実は、とりもなおさずそれ以前、彼らにとって不利益な米穀売買が「富室」の手で操作されていたということの意味していなければならない。想定しうる状況としては、「富室」が利益を図って米穀を郷村外（おそらく市場）に販出し、また米穀の販入についても、これを独占的に掌握していたことが考えられる。そうした「富室」による米穀売買の独占の状況を前提として、「富室」が安価で米穀を放出せず、或いは饑饉時に救恤を施さないとすれば、郷村の下層民衆は困窮せざるをえない。このため、社賊の側では、穀物を占奪しただけではなく、米穀の流通径路そのものを自己の監督下におく必要に迫られたものであろう。このように考察するならば、社賊の変においては、先述の奴僕・佃僕の独自の闘争意義と並んで、利益独占の姿勢をとり救恤を施さない、いわば郷村の再生産機能に背を向けた「富室」への批判の運動という特質が認められる。行動のこの特質が闘争を貫徹していた故に、自力では饑饉の状況に対処しえない郷村の貧民をして広く社賊の変に結集させたものと考えられる。

反乱のこの特質は、個別の事例によっても裏付けられる。香川県乾霧村の梁思誠なる者の伝記によれば、兄の用飲の死後、科擧の道を諦めて孝道を尽した梁思誠は、義を尊び、施与を好み、善悪の判断にすぐれていたため、平生より郷人の信望をあつめた。天啓年間には、郷飲酒礼の賓客にも推され、とくに冠帯を許されている。清の順治五年（一六四八）、同村で社賊が発生したが、梁氏の「世徳素行」（代々の積徳と正しい行ない）を慮り、その門に足を踏み入れなかったという。

この伝記の内容から、郷村の再生産の保障に気を配り、しかも善悪の判断すなわち公平な調停者としての役割を果すことによって秩序の維持に努めた梁思誠の人物像が浮び上がってくる。社賊の側では、思誠のそうした行為を含むところの、梁氏の伝統的に受け継がれた徳行に対して、肯定的な評価を下し、攻撃の対象から外したのである。逆に言えば、梁氏は異なり、再生産機能の保障を軸とした郷村秩序の理念から乖離する方向に進んだ家が社賊にとって否定されるべき存在として意識されたと言えよう。それは、明らかに「富室」を攻めた先の社賊一般の行動に相通ずる認識と見られる。但し、このことは梁氏の如き家が全て社賊の攻撃を免れ得たということの意味しない。開平鼎仙塘村の生員甄爾圭は善を好んで施与を楽しむ人柄であり、順治五・十年の饑饉の時には、自分の家の没落をも恐れず、穀物を放出して多くの者を救ったが、社賊の変に遭うや、麗洞村に難を避けねばならなかった^⑨。社賊の変は、こうした善行の家さえも郷里から放逐してゆく程にその闘争を先鋭化させたのである。

本章では、明末清初の珠江右岸デルタで生じた諸反乱のなかでも、とりわけ郷村社会に深刻な被害をもたらした社賊の変の性格を明らかにしようとして試みてきた。この反乱が、単なる「奴僕解放運動」として一義的に規定しえない複雑な性格を内包したことは、上述の論証のなかで、ほぼ明らかにされたと思う。今その性格を整理しておくならば、第一に、主家の身分支配の打破を志向した奴僕・佃僕を主体とする隷属民の闘争である。第二には、社賊の搶米、米穀売買の自主管理、また梁氏の事例などから知られるように、社賊の変は、利益を独占して、郷村の再生産機能の維持に努めない「富室」に敵対する側面をもっていた。有力宗族の貧無頼層や他姓の貧民が奴僕・佃僕とともに一斉蜂起し、「社」のもとで結束した闘いを遂行したのは、かかる側面が一方でこの反乱を貫いていたからに他ならない。更に第三に、佃僕の闘争については、身分支配への抵抗という側面以外に、その抗租的行動に示された、地主・佃僕間の生産関係上の矛盾が反乱の場で顕在化した。抗租を特徴とする佃僕の闘争は、従来の奴妾研究では発掘されなかった事例であり、注目していきたい。「富室」、即ち大族中の有力者・郷紳を始めとする社会層と敵対の関係を形成した社賊の闘争は、以上の諸側面を内包し

た反乱として捉えられるであろう。

なお、社賊の諸階層が闘争の基礎組織とした「社」の由来については、若干触れておく必要がある。『嘉靖・広東通志』巻四十七、礼樂志五、〈郷礼〉によれば、広東では嘉靖十四年（一五三五）、広東右布政使李中により、郷約・郷校・郷社・社倉・保伍の一体的制度の施行が同省全域で目指された^②。この制度における郷社は、豊作の祈願の他、勸善など郷民の教化を主な機能としている。郷社と「社」との関係は明らかでない。しかし、社賊が「社」という組織を共通して持ち、しかも上述の如きかなり明確な反乱意識をそこに見出しうるのは、反乱前の日常生活において、既に郷社のような精神統合の場があり、それを媒介として郷村民衆の規範意識―善悪の判断などが形成されていたからではないだろうか。

ところで、社賊の変に関連して、残された問題の一つには、これとともに闘われた土賊の反乱についての理解がある。社賊が奴僕・佃僕を主体とする私的隷属民とその他の郷村の下層民衆とから構成された反乱集団であったのに対して、土賊の場合には、社賊に比べて、その階層別構成が余り明瞭でない。その理由の一つは、土賊という名称が、体制側から従来の秩序への反逆と見なされた集団に対して与えられた一般的呼称であって、反乱集団の構成員の存在形態に直接対応するものとしては用いられておらず、しかも土賊の具体的内容を示す史料が社賊のそれに比べて極めて少ないためである。また土賊においては、前述の恩平県での王興の反乱軍の形成過程からも窺われるように、個別の反乱集団を糾合して一大勢力を作り上げるケースが稀ではなく、更には、それらの勢力が連合して大規模な反乱活動を展開することさえあった。この場合には、極めて多様な階層の民衆が土賊に加わっていると考えられるのであり、その階層別構成を明らかにすることは殆んど困難であると言わねばならない。一つの推測としては、郷村で蜂起した社賊が、こうした土賊勢力の中に混在する事態も有り得たであろう。

では、かかる土賊の反乱をいかなる性格の闘争として位置づけるべきであろうか。土賊の反乱は、その性格の解明の困難さ故に、往々にして時代的特色をもたない無秩序の暴動と見なされがちである。だが、このような土賊に対する評価は、

少なくとも明末清初期の広東のそれについては、妥当なものと言えない。既に第一・二章で確認したように、土賊は、明末に蜂起した後、一貫して同地域の支配勢力と対抗的な関係を保持していた。その反乱過程を通じて知られる、こうした土賊の反体制的性格を念頭におくならば、単に、この時期、土賊集団が多数結成されたという現象面に目を向けるだけでなく、明末清初期の時代性を顕著に反映した闘争として土賊の反乱を捉える視点が必要とされるように思う。

陳邦彦の前掲「侵漁を禁ず」の一文は、右の問題の解決に若干の示唆を与えてくれる。この一文は、明朝倒壊時、陳邦彦が南京の弘光政權に赴いて上呈した明朝復興のための大綱を内容とする「中興政要書」の保民篇の中に収録されており、従って土賊の蜂起の頃に書かれたものである。文中で、小民をして離心せしめる現在の状況を招いたのは、「豪右の侵漁」に他ならないとする陳邦彦は、その「勢いに藉り利を牟^むぼる」悪業の一例として、当時の珠江デルタで最大の社会問題となっていた前述の占沙・搶割を挙げる。占沙・搶割は事実上、「勢豪」（郷紳）の家の親族や僕従などの手で執行されたが、結果的には「小民、怨みを積み怒りを深め、皆咎^{とが}を郷紳に帰す」とあるように、被害に遭った小民の業主や耕戸（佃人）は、責任の全ては郷紳自身にあると見た。つまり、明朝滅亡前後の珠江デルタにあっては、占沙・搶割の問題に象徴される如く、郷紳と小民との関係は抜き差しならぬところまで悪化していたのである。ここで指摘された私益追求の郷紳に対する民衆の抵抗の機運は、例えば米価の騰貴の際、県城内の生員等の家を目標として米騒動を起した恩平県の伽藍会の行動に相通ずる要素を含んでいる。この点から見れば、伽藍会等の土賊の反乱は、当時の珠江デルタの民衆の側で一般化しつつあった郷紳に対する抵抗の機運を体现した闘争として把握され得るように思う。従って、それはまた、利益独占の方向を強める「富室」（郷紳を始めとする社会層）に敵対した社賊の変とも共通の性格を保持したと言えよう。逆に言えば、複合的な性格を有した社賊の変も、反郷紳の機運の高揚のもとで遂行された闘争の一形態として位置づけられるであろう。

最近、松田吉郎氏は「富室」・「勢豪」の実態としての〈郷紳〉に注目し、広東でも明末清初期に〈郷紳支配〉が成立したことを説いている^⑩。しかし、本稿での検討によれば、〈郷紳支配〉の本拠地たる郷村が社賊の変の生起によって内部的

に崩壊を遂げ、更に「郷紳」と全面対立する土賊が珠江右岸デルタ一帯で広汎に出現した。この点をふまえると、「郷紳支配」は、まず第一に、十六世紀後半には既にその原型が成立しており、第二に少なくともこの時期に限って言えば、極めて弱体化していたのではないかと想定される。清代の「郷紳支配」は、その成立から後退への過程を経て再構築されたものではないだろうか。今後検討を要する課題であらう。

① 圍初有社賊之憂。時世家大族、奴僕人多、乘多故之時、糾衆為亂、至戕其主、驅其家。倚險負固、四十余年、大兵剿除、乃熄。

② 『康熙・新會縣志』卷三、事紀、〈順治二年〉条に、「社賊起。奴叛主也」とあるほか、『道光・香山縣志』卷八、事略、〈順治三年〉条、「光緒・新寧縣志」卷十四、事紀略下、〈順治二年〉条など、いずれも社賊を「奴」に等置している。また『道光・高要縣志』卷十、前事略、〈順治二年〉条は、「社賊起、賊皆人奴、忿殺其主以叛。……」と述べる。

③ 第二章の註⑩参照。

④ 第二章の註⑩参照。

⑤ 『広東文徴』改編本、卷十七・明十二に収録。長文のため、本文では要点のみを記した。

⑥ 陳邦彥『陳啟野先生全集』卷一、奏疏、「中興政要書」の保民篇に収録されている。

臣觀今日之侵漁小民使之離心者、不独在有司、而兼在豪右。有司之侵漁在法之内、猶可言也。豪右之侵漁在法之外、不可言也。違者臣不及知、臣以臣之鄉親之、諸藉勢牟利之事非一、而最大者、一曰占沙、一曰搶割。度未有聞之朝廷者、臣敢訟言之。臣鄉田多近海、或数十年輒有浮生。勢豪之家以承餉為名、而影占他人已成之稅田、認為己物。業戶畏之、而不敢爭、官司聞之、而不能直。此所謂占沙也。及至秋稼將登、豪家募召打手、鴉使大船、列刃張旗、以爭新占

之業。其後駟相摹倣、雖夙昔無因者、皆席捲而有之。耕者之少、不敵搶者之多、甚或殺越折傷、而不能問、此所謂搶割也。斯二者、小民積怨深怒、皆席各於鄉紳。紳說書知義理、受國深恩、其身為不肖者、固無幾耳。乃其間或子弟僕從之輩、而不及知、或感風奸徒之詐冒而不可詰。小民赴訴其門、則主人如帝、門者如鬼、未嘗為之深察其顛末。当去冬寇犯榔桂、民言無辜、至有願寇之來與鄉紳俱斃者。而近日伝聞兩浙郡縣亦有鄉紳激變之事。民情如此、則知河淮以北、爭先從寇、未必非怨毒之積、而思發憤於狂賊也。

⑦ 註⑥に掲げた文章の後に続けて、このことを述べている。

⑧ 同条の割註に、「……其家奴隸多憤主人、故乘機作亂、欲脫奴籍耳」とある。

⑨ 『光緒・清遠縣志』卷十二、前事、〈順治八年〉条で次のように伝える。

順治八年、守道陳贊、撫諭滄江下戸、守分輸租。先是、順治四年、滄江佃僕作逆、殺主羅田。鄉紳朱成鵬、貢生譚所蘊、朱祚陟、生員譚大紳、……朱世鐸等、俱被殺死。屢經官兵剿捕、至是、陳公贊親履洞穴、開誠誡告、始歸化焉。

⑩ 註①参照。

⑪ 『廣東新語』卷十七、宮語、〈祖廟〉条。

⑫ 例えば小山正明氏は「明代の糧長について」とくに前半期の江南デルタ地帯を中心にして」（『東洋史研究』二十七―四、一九六九年）

のなかで、里長戸と一般農民との間に「尊卑」と言われる身分隔差が存在したことを物語る史料を提示している。

⑬ 滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九六七年）二七頁。

⑭ 前掲『奴変と抗租』一二四頁で、森正夫氏がこのことを指摘している。

⑮ 『広東新語』の前掲〈祖祠〉条は、広州の郷村では、一姓乃至三姓の「著姓右族」のほか、「小姓単家」が見られることを指摘しており、また前述の新会県波羅村のように、有力宗族の周氏を含め、十余姓が混在した村落もある（第二章参照）。

⑯ 『康熙・新会県志』巻三、〈事紀〉。

⑰ この時期の搶米の暴動は、広東の商品生産の発展と深く関連する問題だと思われる。清初以降の広東が商業的農業地帯として位置づけられるだけではなく、更に広州府は江南に次ぐ手工業地帯へと成長した。この結果、広東では米の不足を来して、これを珠江、北江の上流に仰いだといわれる——北村敏直「清代の商品市場について」（『経済学雑誌』第二八巻第三・四合併号、一九五三年）。前田勝太郎氏によれば、雍正年間に溺斃した米騒動は、こうした米不足による米価騰貴をその要因としたものであった（清代の広東における農民闘争の基盤）『東洋学報』五十一—四、一九六九年）。社賊の変における搶米もおそらくこのような事情と無縁ではない。当時の郷村地帯は恒常的な米穀の供給不足に直面していたのではないだろうか。

結びに代えて——奴変をめぐる諸問題

以上、社賊、土賊の反乱過程を追跡し、更にその性格の分析を試みたが、次に、ここで得られた知見をもとに、従来の奴変研究との関連に触れておきたい。

⑮ 『乾隆・香山県志』巻六、人物列伝、〈篤行〉に収録。

梁思誠、字用孚、黄梁都乾霧村人。万曆時、寇犯境、兄用欽避難。思誠懼傷父母心、乃棄拳子業、專意侍養、自謂所居可隱、因号居隱。父母歿、独力营喪葬事、不以累其兄子、出三百金産為嘗田、与兄子同收、供祭祀。撫兄子如己子。尤仗義好施、拯人之善、折人之過、鄉人無不悅服。天啓間、举鄉飲賓、給授冠帶。長子応秋遊邑庠力学、著四書講意五卷。順治戊子、社賊起、以梁氏世德素行、相戒勿入其門。

⑯ 『民国・開平県志』巻三十三、人物畧二、〈甄爾圭〉。

甄爾圭、字蕊環、仙塘人。少穎悟、力学好古、恬淡寡營、為邑弟子員。居父母喪、不茹葷者三年、待人諒如、与物無忤、好善樂施。順治戊子癸巳、兩值饑饉、出穀振濟、全活甚衆、宗族戚屬、咸賴以幸。家以是中落。遭社賊之乱、避館麗洞、衣食不給泊如也。

⑰ 広東における郷約等の制度は、黄佐『泰泉郷礼』に依拠して実施されたが、これについては、酒井忠夫氏が『中国善書の研究』（弘文堂、一九六〇年）の中で若干の説明を加えている。また筆者も、前述の中国史シンポジウム「地域社会の視点—地域社会とリーダー」で行なった報告（「広東珠江右岸デルタにおける秩序再編と郷紳の役割について」）において、この制度の概要を紹介した。

⑱ 松田前掲「明末清初広東珠江デルタの沙田開墾と郷紳支配の形成過程」。

本稿では、史料上の制約のために、奴僕・佃僕の闘争の社会的経済的契機について十分な考察を加えることができず、また陳詩及び陳邦彦によって指摘された上層の奴僕、下層の奴僕がそれぞれ反乱においていかなる役割を果したのかという点も明らかにし得なかった。従って、奴変発生の要因として直接生産労働従事の奴僕の自立化を主張した田中正俊氏の所説、また同じく豪奴の成長過程を重視し、豪奴を中心とする奴変の発生を推定した西村かずよ氏の所説、のいずれが広東の場合に適合するのかわ、ここでは結論を出し得ない。ただ、広東においては、奴僕とも佃戸とも区別される直接生産者としての佃僕の闘争が少なからぬ比重を占めており、同じく奴変への佃僕等の参加が指摘される河南汝寧府光山県のケースと同様の特徴を示しているの、かかる佃僕が存在形態と奴変との関係を探ることが、奴変解明の一つの鍵になるのではないかと思われる。つまり、広東の社賊の変では、この反乱に加わった佃僕の内容を必ずしも明らかにできなかったが、光山県にあっては、明末期に強制的に奴僕化された本来の良民としての「佃田の僕」（佃僕）、「僱工の僕」、「強占の僕」などが奴変でかなり重要な役割を演じていた^①。この場合、その蜂起の要因は、経済的な「自立」の結果ではなく、強制的な奴僕化に対しての、本来の良民としての抵抗の点に求められる。即ち、彼らにとって、良民への復帰は、当然かつ正当な要求なのである。このような「良民の奴僕化」→「奴僕化状況に抵抗し、良民回復を志向するもの」としての「奴変の発生」というこの反乱の経緯については、従来主要なものとして捉えられてこなかったが、改めて考えてみる価値のある問題だと思ふ。

また森正夫氏は、十七世紀における華中・華南の民衆反乱を、奴変を基軸とする地域的反抗と抗租を基軸とする地域的反抗とに大別した上で、とりわけ奴変の意義を高く評価していたが、氏によれば、広東の民衆反乱は前者に分類される。本稿で述べたように、明末清初期に生じた諸反乱のうち、奴僕・佃僕を主体とする私的隷属民とその他の郷村の下層民衆とから構成された社賊の変は、郷村社会に最も深刻な打撃を与えた闘争であった。この点からすれば、森氏の推論は、広東に関する限り、検討に価する見解だと言えよう。しかし、奴変を基軸とする地域的反抗が発生した地区として分類さ

れる広東においても、社賊の変自体、奴僕・佃僕のみによって遂行された闘争ではなく、その性格はかなり複雑な要素を含んでいた。また、社賊とともに当地の反乱情勢を生み出した土賊は、当該地域の支配体制との対抗関係を堅持しつつ、広汎にその闘争を展開していたのであり、かかる反乱がもつ意義を過少評価すべきではない。このように、広東一区を取り上げてみても、同地域で発生した民衆反乱は、多種多様な内容を含んでおり、そうした反乱状況に対して、奴変を基軸とする地域的・反乱といった規定を機械的に適用することはできない。かりに森氏のように十七世紀の民衆反乱を分類するにしても、それがまだ理論的な類型化の段階にとどまっている以上、各地域の実情に応じた実証の作業を進める必要があるであろう。

最後に、奴変における身分解放の「スローガン」について言及しておこう。これまで、田中正俊氏の前掲「民変・抗租奴変」に代表されるように、奴変は法的奴僕身分からの解放を目指す闘争として定義されてきた。確かに社賊の変にあっては、奴僕・佃僕の闘争では、主家の身分支配自体の否定が志向された。だが、その際に留意すべきは、奴僕・佃僕の闘争の意義を「身分解放」の点に求めるとしても、それがいかなる内容をもっていたのかということである。彼らに課せられる身分規制を見た場合、そこには幾つかの次元が想定される。一つは、主家の個別的な身分支配、二つは、『寧陽雜存』に言う「へ礼」の背後に窺われる郷村レベルの身分慣習、三つには専制国家の法規制である。奴僕の人身が法規定で束縛されているのであれば、彼らが一般人民並みの地位を得るには、究極的に専制国家の身分規定自体が廃棄されねばならない。しかし、かかる論理的帰結と現実とに奴僕が志向したところとは区別して考えねばならないのではないか。果して、蜂起の奴僕・佃僕がその闘争の過程で、上記三つの次元のうちどの次元において身分秩序打破の意識をもち得たのか、この点を再検討する余地があるように思う。

① 田中正俊前掲「民変・抗租奴変」、佐藤文俊前掲「光山県・麻城県 奴変考」。

② 従来の奴変研究では、史料上の「奴僕」を法的身分としての奴婢に同一視してきた。明末から清代にかけての奴僕身分の範疇規定を検討

した小山西明氏の研究もこのことを前提としたものである。これに対し、高橋芳郎氏は、犯罪等による奴婢と大土地所有下の義男・「奴僕」の法的身分がそれぞれ異なること、また万暦年間以降の一連の雇工人律・奴婢律の改修が、雇工人律によって規制されていた私的隷属民の

法的身分を、実際に即して細分規定してゆく過程であったことなどを主張している。小山西掘「明代の大土地所有と奴僕」、高橋「宋元代の奴婢・雇工人・佃僕について」(『北海道大学文学部紀要』二六—二七、一九七八年)。

年号/事項	社	賊	土	賊	諸	明
一六四一年		結集府	結集府	結集府		
一六四二年		結集府	結集府	結集府		
一六四三年		結集府	結集府	結集府		
一六四四年		結集府	結集府	結集府		
一六四五年		結集府	結集府	結集府		
一六四六年		結集府	結集府	結集府		
一六四七年		結集府	結集府	結集府		
一六四八年		結集府	結集府	結集府		
一六四九年		結集府	結集府	結集府		
一六五〇年		結集府	結集府	結集府		
一六五一年		結集府	結集府	結集府		
一六五二年		結集府	結集府	結集府		
一六五三年		結集府	結集府	結集府		
一六五四年		結集府	結集府	結集府		
一六五五年		結集府	結集府	結集府		
一六五六年		結集府	結集府	結集府		
一六五七年		結集府	結集府	結集府		
一六五八年		結集府	結集府	結集府		
一六五九年		結集府	結集府	結集府		
一六六〇年		結集府	結集府	結集府		
一六六一年		結集府	結集府	結集府		
一六六二年		結集府	結集府	結集府		
一六六三年		結集府	結集府	結集府		
一六六四年		結集府	結集府	結集府		
一六六五年		結集府	結集府	結集府		
一六六六年		結集府	結集府	結集府		
一六六七年		結集府	結集府	結集府		
一六六八年		結集府	結集府	結集府		
一六六九年		結集府	結集府	結集府		
一六七〇年		結集府	結集府	結集府		
一六七一年		結集府	結集府	結集府		
一六七二年		結集府	結集府	結集府		
一六七三年		結集府	結集府	結集府		
一六七四年		結集府	結集府	結集府		
一六七五年		結集府	結集府	結集府		
一六七六年		結集府	結集府	結集府		
一六七七年		結集府	結集府	結集府		
一六七八年		結集府	結集府	結集府		
一六七九年		結集府	結集府	結集府		
一七八〇年		結集府	結集府	結集府		

(※中国大陸大略地図)

本稿で紹介した地方志を用いて作成した。社賊・土賊関連の記事中、(内)は風俗、なお、康熙二十六年(一六八七)序「風俗異志」巻意、図経、(外)は、乾隆十五年(一七五〇)刊「風俗異志」巻一、図志、(神機傳)条で、始めてこの反乱の終極が明示された。

社賊・土賊の動向(一六四一年—一六五八年)

Institutional Consideration on the *Rusui-kumiai* 留守居組合
of *Daimyo* in the *Edo* Period

by

Kazuhiko Kasaya

The *Rusui-Kumiais* were the systems of information exchange among *Daimyos* in the *Edo* period. Their existence has been already known, but we have only a few articles mentioning their detailed activities. So the main themes of this article are to find out many instances of their activities and to confirm the facts.

In the first chapter, we classify these systems according to their types and dates, because they were formed as a custom and had the complex aspects. In the next chapter, we refer to the styles and the media of their information exchange. In the third chapter, we inquire into the contents of their activities.

The functions of *Rusui-Kumiais* can be divided into these three points: the reference of precedents, the communication of political information, and the conference and interpretation on the decrees of *Shogunate*. We cannot overlook none of them so as to consider the political and legal relations between *Shogunate* and *Daimyos*.

So, clarifying their functions, we make a survey of their meanings in the constitutional history.

The Revolts of *Shezei* 社賊 and *Tuzei* 土賊
during the *Late Ming and Early Qing* Period

by

Tôru Inoue

This article aims to make clear the characters of the revolts of *Shezei* and *Tuzei* which took place around the right part of the *Zhujiang* 珠江 Delta during the *Late Ming and Early Qing* period. Both the revolts of *Shezei* and *Tuzei* had the character of a resistance against the *xiangshen* 鄉紳 or gentries. Especially, the revolt of *Shezei* seriously

damaged the gentries and destroyed the villages.

Though the revolt of *Shezei* has been considered as a liberation movement of the *nupu* 奴僕 (bond servants), the examination clarified two points. 1) The rebellious people were composed not only of the *nupu* (private subordinates), but also of the *dianpu* 佃僕 (field servants who were private subordinates similar to the *nupu*) and also of the other lower class of inhabitants in the villages. 2) The character of this revolt was the composite of three aspects as follows. A) The struggle for the status liberation against their masters by those such as *nupu* and *dianpu*. B) Hostility against the rich families which neglected the reproduction and monopolized the profits in the villages. C) The struggle against the rent as a conflict between the *dianpu* and the *landowners*.

So, the revolt of *Shezei* countered the *xiangshen*, involving the various classes and comprising the manifold factors, which have not been clarified.